

桑名市地域医療対策連絡協議会要綱

(設置)

第1条 本市における地域医療体制等の諸問題について検討するため、桑名市地域医療対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療体制に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- (1) 会長は副市長をもって充てる。
- (2) 副会長は桑名医師会長をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の3分2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部健康づくり課地域医療対策室において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長、市民病院理事長、市民病院事務長、保健福祉部長、保健福祉部理事、消防長、桑名医師会会長、三重県歯科医師会桑名支部支部長、桑名薬剤師会会長、桑名市社会福祉協議会会長、三重県介護支援専門員協会桑名支部長、三重県桑名保健福祉事務所長
--